

東三河広域連合公告第 25 号

公告

令和 4 年 4 月 5 日

東三河広域連合 連合長 浅井由崇

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

山村都市交流拠点施設基本計画策定支援・民間活力導入可能性調査業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 15 日まで

(4) 業務場所

東三河広域連合の指定する場所

(5) 契約上限金額

金 26,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 愛知県内の本店（本社）、支店又は営業所等で、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村（以下「構成市町村」という。）のいずれかにおいて、営業種目が大分類：役務の提供、中分類：調査委託について登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に、東三河広域連合又は構成市町村のいずれかにおいて、物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止の期間がないこと。
- (4) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「東三河広域連合が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 27 年 5 月 1 日付け締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に

基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 元請けとして1件1,000万円以上の官公庁発注の同種業務の履行実績が2件以上あること。

(7) 山村都市交流拠点施設基本計画策定支援・民間活力導入可能性調査業務プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）委員及びその家族でないこと。

(8) 評価委員会委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者でないこと。また、評価委員会委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に所属する者でないこと。

(9) 東三河広域連合に所属する者でないこと。

3 参加手続

(1) 担当部局及び問い合わせ先

〒440-0806

愛知県豊橋市八町通2丁目16 東三河広域連合 総務課

電話：0532-35-6005

ファックス：0532-56-1555

電子メールアドレス：somu@union.higashimikawa.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

東三河広域連合総務課ホームページ：<https://www.east-mikawa.jp/>

(3) プロポーザル実施要領参加意向申出書

ア 提出期限

令和4年4月19日（火）午後5時必着（郵送の場合も同様とする。）

イ 提出先

(1) の担当部局と同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、電子メールにて通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和4年5月9日（月） 午後5時必着（郵送の場合も同様とする。）

※ 提出期限後に到着した提案書は無効とする。

イ 提出先

(1) の担当部局と同じ

ウ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

※ 副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

4 評価の手續及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、評価委員会において以下のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

（1）第一次評価（書面審査）

提案者が多数の場合は、第二次評価対象者を第一次評価の評価点上位5者程度とする。提案者が5者以下の場合には、第二次評価予定日に書面審査とプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

（2）第二次評価（プレゼンテーション、ヒアリング）

令和4年5月25日（水）を予定

時間、場所及び留意事項等については令和4年5月18日（水）までに別途通知する。

5 注意事項

（1）提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

（2）提出された提案書等は返却しない。

（3）次に該当する提案は、無効とする。

ア．本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ．提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ．提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ．見積金額が契約上限額を超える提案

オ．評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

（1）手續きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）その他詳細は、「山村都市交流拠点施設基本計画策定支援・民間活力導入可能性調査業務プロポーザル実施要領」による。